

e-Govオンライン申請の利用対象となる手続一覧（自動車運送事業関連手続）

※電子申請利用開始予定日は、変更の可能性あります。

※手続きの業務面に関するお問い合わせ先は、国土交通省物流・自動車局「e-Govオンライン申請（自動車運送事業関連手続）」サイト（https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_h3_000132.html）、「業務面運輸文局問合窓口一覧」を参照ください。

#	事業区分 (大分類)	事業区分 (中分類)	手続区分	手続名	手続概要	電子申請利用 開始予定日 ※	根拠法令
1	貨物自動車運送事業	一般貨物自動車運送事業	経営許可	一般貨物自動車運送事業の許可	一般貨物自動車運送事業を経営しようとする事業者は、国土交通大臣に許可の申請書を提出しなければなりません。	2025年12月1日	貨物自動車運送事業法第3条
2	貨物自動車運送事業	一般貨物自動車運送事業	事業計画の変更等	一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更等認可・届出	一般貨物自動車運送事業者は、以下に該当する場合は、以下の者に（１）は認可の申請書、（２）（３）は届出書を提出しなければなりません。 （１）事業計画の変更（（２）に該当する場合を除く）をしようとする場合：国土交通大臣に提出 （２）国土交通省令で定める事業用自動車に関する事項の変更をする場合（事前届出）。また、軽微な事項の事業計画の変更をした場合：国土交通大臣に提出（遅滞なく事後届出） （３）事業者の氏名、名称又は住所に変更があった場合：当該事業の許可をした国土交通大臣又は地方運輸局長に提出（遅滞なく事後届出）	2025年12月1日	（１）貨物自動車運送事業法第9条第1項 （２）貨物自動車運送事業法第9条第3項 （３）貨物自動車運送事業法施行規則第44条第1項第5号
3	貨物自動車運送事業	一般貨物自動車運送事業	運送約款設定・変更	一般貨物自動車運送事業の運送約款の設定・変更の認可	一般貨物自動車運送事業者は、以下に該当する場合は、国土交通大臣に認可の申請書を提出しなければなりません。 （１）運送約款を定めようとする場合 （２）運送約款を変更しようとする場合	2025年9月1日	（１）貨物自動車運送事業法第10条第1項 （２）貨物自動車運送事業法第10条第1項
4	貨物自動車運送事業	一般貨物自動車運送事業	線源譲受・合併・分割・相続	一般貨物自動車運送事業の線源譲受・合併・分割・相続の認可	一般貨物自動車運送事業者は、以下に該当する場合は、国土交通大臣に認可の申請書を提出しなければなりません。 （１）事業を譲渡し及び譲受けしようとする場合 （２）法人の合併及び分割（※１）をしようとする場合 （３）一般貨物自動車運送事業者が死亡した場合において、相続人（※２）が被相続人の経営していた一般貨物自動車運送事業を引き継ぎ経営しようとする場合（被相続人の死亡後60日以内に提出） ※１ 一般貨物自動車運送事業者たる法人と一般貨物自動車運送事業を経営しない法人が合併する場合において一般貨物自動車運送事業者たる法人が存続するとき又は一般貨物自動車運送事業者たる法人が分割をする場合において一般貨物自動車運送事業を承継させないときを除く ※２ 相続人が2人以上ある場合においてその協議により当該一般貨物自動車運送事業を承継すべき相続人を定めるときは、その者	2025年12月1日	（１）貨物自動車運送事業法第30条第1項 （２）貨物自動車運送事業法第30条第2項 （３）貨物自動車運送事業法第31条第1項
5	貨物自動車運送事業	一般貨物自動車運送事業 特定貨物自動車運送事業	事業の休業止、事業の再開	貨物自動車運送事業の休業止、廃止及び再開届出（一般貨物、特定貨物）	一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者は、以下に該当する場合は、以下の者に届出書を提出しなければなりません。 （１）一般貨物自動車運送事業者が、事業を休止し、又は廃止しようとする場合、国土交通大臣に提出（その30日前までに事前届出） （２）特定貨物自動車運送事業者が、その事業を、休止し、又は廃止しようとする場合、国土交通大臣に提出（その30日前までに事前届出） （３）休止していた一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を再開した場合、休業の届出を受けた運輸監理部長又は運輸支局長に提出（遅滞なく事後届出）	2025年12月1日	（１）貨物自動車運送事業法第32条 （２）貨物自動車運送事業法第35条第6項 （３）貨物自動車運送事業法施行規則第44条第1項第3号
6	貨物自動車運送事業	貨物軽自動車運送事業	経営届出	貨物軽自動車運送事業の経営の届出	貨物軽自動車運送事業者は、以下に該当する場合は、国土交通大臣に国土交通省令で定める事項を記載した届出書を提出しなければなりません（事前届出）。 貨物軽自動車運送事業者は、以下に該当する場合は、国土交通大臣に届出書を提出しなければなりません。 （１）事業計画の変更をしようとする場合（事前届出） （２）事業を廃止し、事業の全部を譲渡し、又は分割により事業の全部を承継させた場合（遅滞なく事後届出） （３）法人が合併により消滅した場合（その30日以内に事後届出） （４）貨物軽自動車運送事業者が死亡した場合（その30日以内に事後届出）	2025年9月1日	貨物自動車運送事業法第36条第1項
7	貨物自動車運送事業	貨物軽自動車運送事業	事業計画の変更、線源譲受・合併・分割・相続、廃止、事業者の死亡	貨物軽自動車運送事業届出事項等変更届出	（１）事業計画の変更をしようとする場合（事前届出） （２）事業を廃止し、事業の全部を譲渡し、又は分割により事業の全部を承継させた場合（遅滞なく事後届出） （３）法人が合併により消滅した場合（その30日以内に事後届出） （４）貨物軽自動車運送事業者が死亡した場合（その30日以内に事後届出）	2025年9月1日	（１）貨物自動車運送事業法第36条第1項 （２）貨物自動車運送事業法第36条第3項 （３）貨物自動車運送事業法第36条第4項 （４）貨物自動車運送事業法第36条第5項
8	貨物自動車運送事業	一般貨物自動車運送事業 特定貨物自動車運送事業	運輸開始	貨物自動車運送事業者 運輸開始届・運輸開始届届（一般貨物、特定貨物）	貨物軽自動車運送事業者は、線源し及び譲受け又は法人の合併若しくは分割が終了した場合、当該事項の認可をした国土交通大臣又は地方運輸局長に届出書を提出しなければなりません（遅滞なく事後届出）。	2025年12月1日	貨物自動車運送事業法施行規則第44条第1項第1号
9	貨物自動車運送事業	一般貨物自動車運送事業	線源譲受・合併・分割・相続	一般貨物自動車運送事業の線源譲受・合併・分割の終了届出	一般貨物自動車運送事業者は、譲渡し及び譲受け又は法人の合併若しくは分割が終了した場合、当該事項の認可をした国土交通大臣又は地方運輸局長に届出書を提出しなければなりません（遅滞なく事後届出）。	2025年12月1日	貨物自動車運送事業法施行規則第44条第1項第2号
10	貨物自動車運送事業	一般貨物自動車運送事業 特定貨物自動車運送事業 貨物軽自動車運送事業	運賃料金設定・変更	貨物自動車運送事業者の運賃及び料金の届出（一般貨物、特定貨物、貨物軽）	一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者は、運賃及び料金を定め又は変更した場合は、以下の者に、届出書を提出しなければなりません（その30日以内に事後届出）。 （１）国土交通大臣への提出が必要な一般貨物自動車運送事業者（※）：国土交通大臣に提出 （２）一般貨物自動車運送事業（（１）を除く）及び特定貨物自動車運送事業：所轄地方運輸局長に提出 （３）貨物軽自動車運送事業：その主たる事務所の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に提出 ※ 特別積合せ貨物運送に係る運賃及び料金であって、届出に係る運行系統が2以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、その起点から終点までの距離の合計（運行系統が重複する部分に係る距離を除く。）が100キロメートル以上である場合	2025年9月1日	貨物自動車運送事業報告規則第2条の2
11	貨物自動車運送事業	一般貨物自動車運送事業 特定貨物自動車運送事業	安全管理規程設定・変更	貨物自動車運送事業の安全管理規程の設定変更届（一般貨物、特定貨物）	一般貨物自動車運送事業者（※）及び特定貨物自動車運送事業者（※）は、以下に該当する場合は、国土交通大臣に届出書を提出しなければなりません。 （１）一般貨物自動車運送事業者が、安全管理規程を設定した場合（遅滞なく事後届出） （２）一般貨物自動車運送事業者が、安全管理規程を変更した場合（遅滞なく事後届出） （３）特定貨物自動車運送事業者が、安全管理規程を設定した場合（遅滞なく事後届出） （４）特定貨物自動車運送事業者が、安全管理規程を変更した場合（遅滞なく事後届出） ※ 事業用自動車（被けん引車を除く）が200両以上の事業者は必須	2025年9月1日	（１）貨物自動車運送事業法第14条第1項 （２）貨物自動車運送事業法第14条第1項 （３）貨物自動車運送事業法第35条第6項 （４）貨物自動車運送事業法第35条第6項
12	貨物自動車運送事業	一般貨物自動車運送事業 特定貨物自動車運送事業	管理の受委託	貨物自動車運送事業の輸送の安全に関する業務の管理の委託及び受託の許可（一般貨物、特定貨物）	一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者は、以下に該当する場合は、国土交通大臣に許可の申請書を提出しなければなりません。 （１）一般貨物自動車運送事業者が、事業用自動車の運行の管理や、その他輸送の安全に関する業務の管理の委託及び受託をおこなうする場合 （２）特定貨物自動車運送事業者が、事業用自動車の運行の管理や、その他輸送の安全に関する業務の管理の委託及び受託を行おうとする場合	2025年12月1日	（１）貨物自動車運送事業法第29条第1項 （２）貨物自動車運送事業法第35条第6項
13	貨物自動車運送事業	一般貨物自動車運送事業 特定貨物自動車運送事業	安全統括管理者選任・解任	貨物自動車運送事業の安全統括管理者の選任又は解任の届出（一般貨物、特定貨物）	一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者は、以下に該当する場合は、国土交通大臣に届出書を提出しなければなりません。 （１）一般貨物自動車運送事業者が、安全統括管理者を選任し、又は解任した場合（遅滞なく事後届出） （２）特定貨物自動車運送事業者が、安全統括管理者を選任し、又は解任した場合（遅滞なく事後届出）	2025年9月1日	（１）貨物自動車運送事業法第14条第5項 （２）貨物自動車運送事業法第35条第6項
14	貨物自動車運送事業	一般貨物自動車運送事業 特定貨物自動車運送事業 貨物軽自動車運送事業	自家用有償運送許可	貨物自動車運送事業のラストマイル輸送への輸送対策としての自家用有償運送の許可（一般貨物、特定貨物、貨物軽）	貨物自動車運送事業者は、利用者にニーズに対応した輸送力の確保および公共の福祉の見地が必要やむを得ない場合において、自家用自動車を有償で運送の用に供しようとする場合、所轄運輸支局長に許可の申請書を提出しなければなりません。	2025年12月1日	—
15	貨物自動車運送事業	一般貨物自動車運送事業	レンタカー使用	一般貨物自動車運送事業者の引越シースにおけるレンタカー使用の認可・届出	一般貨物自動車運送事業者は、特に引越輸送が集中すると考えられる3月15日から4月15日までの間に、引越輸送にレンタカーを使用しようとする場合、所轄運輸支局長に届出書を提出しなければなりません（事前届出）。	2025年12月1日	—
16	旅客自動車運送事業	一般乗合旅客自動車運送事業	事業許可	一般乗合旅客自動車運送事業の許可	一般乗合旅客自動車運送事業を経営しようとする事業者は、国土交通大臣に許可の申請書を提出しなければなりません。	2025年9月1日	道路運送法第4条第1項
17	旅客自動車運送事業	一般貸切旅客自動車運送事業	事業許可	一般貸切旅客自動車運送事業の許可	一般貸切旅客自動車運送事業を経営しようとする事業者は、国土交通大臣に許可の申請書を提出しなければなりません。	2025年12月1日	道路運送法第4条第1項
18	旅客自動車運送事業	一般乗用旅客自動車運送事業（法人タクシー）の許可	事業許可	一般乗用旅客自動車運送事業（法人タクシー）の許可	一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定、個人タクシーを除く）を経営しようとする事業者は、国土交通大臣に許可の申請書を提出しなければなりません。	2025年12月1日	道路運送法第4条第1項
19	旅客自動車運送事業	一般乗用旅客自動車運送事業（個人タクシー）の許可	事業許可	一般乗用旅客自動車運送事業（個人タクシー）の許可	一般乗用旅客自動車運送事業（個人タクシー）を経営しようとする者は、国土交通大臣に許可の申請書を提出しなければなりません。	2025年12月1日	道路運送法第4条第1項
20	旅客自動車運送事業	一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）の許可	事業許可	一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）の許可	一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）を経営しようとする事業者は、国土交通大臣に許可の申請書を提出しなければなりません。	2025年12月1日	道路運送法第4条第1項
21	旅客自動車運送事業	一般貸切旅客自動車運送事業	事業許可	一般貸切旅客自動車運送事業の許可の更新	一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、その期間の経過により効力が失われなければならないために、5年ごとにその更新の申請書を国土交通大臣に提出しなければなりません。	2025年12月1日	道路運送法第9条第1項
22	旅客自動車運送事業	一般乗合旅客自動車運送事業	運賃料金上限設定・変更、運賃料金設定・変更	一般乗合旅客自動車運送事業の運賃、料金の設定・変更の認可・届出	一般乗合旅客自動車運送事業者は、以下に該当する場合は、国土交通大臣に（１）は認可の申請書、（２）（３）（４）は届出書を提出しなければなりません。 （１）旅客の運賃及び料金の上限を定める場合、または変更する場合（※） （２）認可を受けた運賃等の上限の範囲内で運賃等を定める場合、または変更する場合（事前届出） （３）地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保が必要がある路線又は営業区域に係る運賃等について協議が調い、当該協議が完了する事項で、旅客の運賃及び料金（※）を定め又は変更する場合（事前届出） （４）旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める運賃及び料金を設定・変更する場合（定期観光運送、長距離急行運送等の場合は事前届出、その他の場合はその7日前までに事前届出） ※ 旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める運賃及び料金を除く	2025年12月1日	（１）道路運送法第9条第1項 （２）道路運送法第9条第3項 （３）道路運送法第9条第4項 （４）道路運送法第9条第6項
23	旅客自動車運送事業	一般貸切旅客自動車運送事業	運賃料金設定・変更	一般貸切旅客自動車運送事業の運賃、料金の設定・変更の届出	一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客の運賃及び料金を定め、あらかじめ国土交通大臣に届出書を提出しなければなりません。	2025年12月1日	道路運送法第9条の2第1項

24	旅客自動車運送事業 一般乗合旅客自動車運送事業 一般貸切旅客自動車運送事業 一般乗用旅客自動車運送事業	運送約款設定・変更	一般旅客自動車運送事業の運送約款の設定・変更の認可	一般旅客自動車運送事業者は、以下に該当する場合には、国土交通大臣に認可の申請書を提出しなければなりません。 (1) 運送約款を定める場合 (2) 運送約款を変更しようとする場合	2025年9月1日	道路運送法第11条第1項
25	旅客自動車運送事業 一般乗合旅客自動車運送事業	事業計画の変更等	一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画の変更等認可・届出	一般乗合旅客自動車運送事業者は、以下に該当する場合は、国土交通大臣に(1)は認可の申請書、(2)(3)(4)(5)(6)(7)は届出書を提出しなければなりません。 (1) 事業計画の変更((2)(3)(4)に該当する場合を除く)をしようとする場合 (2) 営業所ごとに配置する事業用自動車の数その他の国土交通省令で定める事項に関する事業計画の変更をしようとする場合(事前届出) (3) 営業所の名称その他の国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更をした場合(遅滞なく事後届出) (4) 路線の休止又は廃止に係る事業計画の変更をしようとする場合(その6月前(※)までに事前届出) (5) 事業用自動車の乗務員等の休憩、仮眠又は睡眠のための施設を変更した場合(遅滞なく事後届出) (6) 事業者の氏名若しくは名称又は住所に変更があった場合(遅滞なく事後届出) (7) 法人の役員若しくは社員又は定款若しくは寄附行為に変更があった場合(遅滞なく事後届出(代表権を有しない役員又は社員の変更の場合は、前年7月から6月までの期間分を7月31日まで)) ※ 旅客の利便を阻害しないと認められる場合は30日前	2025年9月1日	(1) 道路運送法第15条第1項 (2) 道路運送法第15条第3項 (3) 道路運送法第15条第4項 (4) 道路運送法第15条の2第1項 (5) 道路運送法施行規則第66条第1項第6号 (6) 道路運送法施行規則第66条第1項第7号 (7) 道路運送法施行規則第66条第1項第8号
26	旅客自動車運送事業 一般貸切旅客自動車運送事業	事業計画の変更等	一般貸切旅客自動車運送事業の事業計画の変更等認可・届出	一般貸切旅客自動車運送事業者は、以下に該当する場合は、国土交通大臣に(1)は認可の申請書、(2)(3)(4)(5)(6)は届出書を提出しなければなりません。 (1) 事業計画の変更((2)(3)に該当する場合を除く)をしようとする場合 (2) 営業所ごとに配置する事業用自動車の数その他の国土交通省令で定める事項に関する事業計画の変更をしようとする場合(事前届出) (3) 営業所の名称その他の国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更をした場合(遅滞なく事後届出) (4) 事業用自動車の乗務員等の休憩、仮眠又は睡眠のための施設を変更した場合(遅滞なく事後届出) (5) 事業者の氏名若しくは名称又は住所に変更があった場合(遅滞なく事後届出) (6) 法人の役員若しくは社員又は定款若しくは寄附行為に変更があった場合(遅滞なく事後届出(代表権を有しない役員又は社員の変更の場合は、前年7月から6月までの期間分を7月31日まで))	2025年12月1日	(1) 道路運送法第15条第1項 (2) 道路運送法第15条第3項 (3) 道路運送法第15条第4項 (4) 道路運送法施行規則第66条第1項第6号 (5) 道路運送法施行規則第66条第1項第7号 (6) 道路運送法施行規則第66条第1項第8号
27	旅客自動車運送事業 一般乗用旅客自動車運送事業	事業計画の変更等	一般乗用旅客自動車運送事業(法人タクシー)の事業計画の変更等認可・届出	一般乗用旅客自動車運送事業者(福祉輸送事業限定、個人タクシーを除く)は、以下に該当する場合は、国土交通大臣に(1)は認可の申請書、(2)(3)(4)(5)(6)は届出書を提出しなければなりません。 (1) 事業計画の変更((2)(3)に該当する場合を除く)をしようとする場合 (2) 営業所ごとに配置する事業用自動車の数その他の国土交通省令で定める事項に関する事業計画の変更をしようとする場合(事前届出) (3) 営業所の名称その他の国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更をした場合(遅滞なく事後届出) (4) 事業用自動車の乗務員等の休憩、仮眠又は睡眠のための施設を変更した場合(遅滞なく事後届出) (5) 事業者の氏名若しくは名称又は住所に変更があった場合(遅滞なく事後届出) (6) 法人の役員若しくは社員又は定款若しくは寄附行為に変更があった場合(遅滞なく事後届出(代表権を有しない役員又は社員の変更の場合は、前年7月から6月までの期間分を7月31日まで))	2025年12月1日	(1) 道路運送法第15条第1項 (2) 道路運送法第15条第3項 (3) 道路運送法第15条第4項 (4) 道路運送法施行規則第66条第1項第6号 (5) 道路運送法施行規則第66条第1項第7号 (6) 道路運送法施行規則第66条第1項第8号
28	旅客自動車運送事業 一般乗用旅客自動車運送事業	事業計画の変更等	一般乗用旅客自動車運送事業(個人タクシー)の事業計画の変更等認可・届出	一般乗用旅客自動車運送事業者(個人タクシー)は、以下に該当する場合は、国土交通大臣に(1)は認可の申請書、(2)(3)(4)は届出書を提出しなければなりません。 (1) 事業計画の変更((2)(3)に該当する場合を除く)をしようとする場合 (2) 営業所ごとに配置する事業用自動車の数その他の国土交通省令で定める事項に関する事業計画の変更をしようとする場合(事前届出) (3) 営業所の名称その他の国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更をした場合(遅滞なく事後届出) (4) 事業者の氏名若しくは名称又は住所に変更があった場合(遅滞なく事後届出)	2025年12月1日	(1) 道路運送法第15条第1項 (2) 道路運送法第15条第3項 (3) 道路運送法第15条第4項 (4) 道路運送法施行規則第66条第1項第7号
29	旅客自動車運送事業 一般乗用旅客自動車運送事業	事業計画の変更等	一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送事業限定)の事業計画の変更等認可・届出	一般乗用旅客自動車運送事業者(福祉輸送事業限定)は、以下に該当する場合は、国土交通大臣に(1)は認可の申請書、(2)(3)(4)(5)(6)は届出書を提出しなければなりません。 (1) 事業計画の変更((2)(3)に該当する場合を除く)をしようとする場合 (2) 営業所ごとに配置する事業用自動車の数その他の国土交通省令で定める事項に関する事業計画の変更をしようとする場合(事前届出) (3) 営業所の名称その他の国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更をした場合(遅滞なく事後届出) (4) 事業用自動車の乗務員等の休憩、仮眠又は睡眠のための施設を変更した場合(遅滞なく事後届出) (5) 事業者の氏名若しくは名称又は住所に変更があった場合(遅滞なく事後届出) (6) 法人の役員若しくは社員又は定款若しくは寄附行為に変更があった場合(遅滞なく事後届出(代表権を有しない役員又は社員の変更の場合は、前年7月から6月までの期間分を7月31日まで))	2025年12月1日	(1) 道路運送法第15条第1項 (2) 道路運送法第15条第3項 (3) 道路運送法第15条第4項 (4) 道路運送法施行規則第66条第1項第6号 (5) 道路運送法施行規則第66条第1項第7号 (6) 道路運送法施行規則第66条第1項第8号
30	旅客自動車運送事業 一般乗合旅客自動車運送事業	事業計画の変更	一般乗合旅客自動車運送事業の事業又は路線の休止に係る事業計画変更日の繰り上げの届出	路線定期運行を行う一般旅客自動車運送事業者は、以下に該当する場合は、国土交通大臣に届出書を提出しなければなりません。 (1) 路線(路線定期運行に係るものに限る。)の休止又は廃止に係る事業計画の変更の日を繰り上げる場合(事前届出) (2) 事業を休止し、又は廃止しようとする日を繰り上げる場合(その30日前まで)(※) ※ 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者を除く	2025年9月1日	(1) 道路運送法第15条の2第5項 (2) 道路運送法第38条第3項
31	旅客自動車運送事業 一般乗合旅客自動車運送事業	運行計画設定・変更	一般乗合旅客自動車運送事業の運行計画の設定・変更の届出	路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者は、以下に該当する場合は、国土交通大臣に届出書を提出しなければなりません。 (1) 運行計画を定める場合(事前届出) (2) 運行計画の変更をしようとする場合(事前届出) (3) 国土交通省令で定める軽微な事項に関する運行計画の変更をした場合(遅滞なく事後届出) ※ 運行計画とは、運行系統、運行回数その他の国土交通省令で定める事項(路線定期運行に係るものに限る。)に関する計画をいう	2025年12月1日	(1) 道路運送法第15条の3第1項 (2) 道路運送法第15条の3第2項 (3) 道路運送法第15条の3第3項
32	旅客自動車運送事業 一般乗合旅客自動車運送事業	運輸協定の締結・変更	一般乗合旅客自動車運送事業者の運輸協定の締結・変更の認可	一般乗合旅客自動車運送事業者は、以下に該当する協定を締結し、又はその内容を変更しようとする場合は、国土交通大臣に認可の申請書を提出しなければなりません。 (1) 輸送需要の減少により事業の継続が困難と見込まれる路線において地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため、当該路線において事業を営んでいる二以上の一般乗合旅客自動車運送事業者が行う共同経営に関する協定の締結 (2) 旅客の利便を増進する適切な運行時刻を設定するため、同一の路線において事業を営んでいる二以上の一般乗合旅客自動車運送事業者が行う共同経営に関する協定の締結	2025年9月1日	道路運送法第19条第1項
33	旅客自動車運送事業 一般貸切旅客自動車運送事業 一般乗用旅客自動車運送事業	事業許可	一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業による乗合旅客運送の許可	一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者は、一般乗合旅客自動車運送事業者が乗合旅客運送を行うことが困難であるために、一時的な需要のために地域及び期間を限定して乗合旅客の運送を行おうとする場合は、国土交通大臣に許可の申請書を提出しなければなりません。	2025年12月1日	道路運送法第21条第2号
34	旅客自動車運送事業 一般乗合旅客自動車運送事業 一般貸切旅客自動車運送事業 一般乗用旅客自動車運送事業 特定旅客自動車運送事業	安全管理規程設定・変更	旅客自動車運送事業者の安全管理規程の設定変更届(一般旅客、特定旅客)	一般旅客自動車運送事業者(※)及び特定旅客自動車運送事業者は、安全管理規程を定めた場合又は変更しようとする場合は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ国土交通大臣に届出書を提出しなければなりません。 ※ 一般旅客自動車運送事業者については、その事業の規模が国土交通省令で定める規模未満であるものを除く	2025年9月1日	一般旅客：道路運送法第22条の2第1項 特定旅客：道路運送法第43条第5項
35	旅客自動車運送事業 一般貸切旅客自動車運送事業 一般乗用旅客自動車運送事業 特定旅客自動車運送事業 一般乗合旅客自動車運送事業	安全統括管理者選任・解任	旅客自動車運送事業者の安全統括管理者の選任又は解任の届出(一般旅客、特定旅客)	一般旅客自動車運送事業者(※)及び特定旅客自動車運送事業者は、安全統括管理者を選任した場合又は解任した場合は、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、国土交通大臣に届出書を提出しなければなりません。 ※ 一般旅客自動車運送事業者については、その事業の規模が国土交通省令で定める規模未満であるものを除く	2025年9月1日	一般旅客：道路運送法第22条の2第5項 特定旅客：道路運送法第43条第5項
36	旅客自動車運送事業 一般貸切旅客自動車運送事業 一般乗用旅客自動車運送事業	管理の受委託	一般旅客自動車運送事業の管理の受委託の許可	一般旅客自動車運送事業の管理の委託及び受託については、国土交通大臣に許可の申請書を提出しなければなりません。	2025年12月1日	道路運送法第35条第1項

37	旅客自動車運送事業	一般乗合旅客自動車運送事業	譲渡譲受・合併・分割・相続	一般乗合旅客自動車運送事業の譲渡譲受等の認可	一般乗合旅客自動車運送事業者は、以下に該当する場合は、国土交通大臣に認可の申請書を提出しなければなりません。 (1) 事業の譲渡及び譲受をしようとする場合 (2) 法人の合併及び分割（※1）をしようとする場合 (3) 一般旅客自動車運送事業者が死亡した場合において、相続人（※2）が被相続人の経営していた一般旅客自動車運送事業を引き続き経営しようとするとき ※1 一般旅客自動車運送事業者たる法人と一般旅客自動車運送事業を経営しない法人が合併する場合において、一般旅客自動車運送事業者たる法人が存続するとき又は一般旅客自動車運送事業者たる法人が分割をする場合において一般旅客自動車運送事業を承継せないときを除く ※2 相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該一般旅客自動車運送事業を承継すべき相続人を定めたときはその者	2025年9月1日	(1) 道路運送法第36条第1項 (2) 道路運送法第36条第2項 (3) 道路運送法第37条第1項
38	旅客自動車運送事業	一般貸切旅客自動車運送事業	譲渡譲受・合併・分割・相続	一般貸切旅客自動車運送事業の譲渡譲受等の認可	一般貸切旅客自動車運送事業者は、以下に該当する場合は、国土交通大臣に認可の申請書を提出しなければなりません。 (1) 事業の譲渡及び譲受をしようとする場合 (2) 法人の合併及び分割（※1）をしようとする場合 (3) 一般旅客自動車運送事業者が死亡した場合において、相続人（※2）が被相続人の経営していた一般旅客自動車運送事業を引き続き経営しようとするとき ※1 一般旅客自動車運送事業者たる法人と一般旅客自動車運送事業を経営しない法人が合併する場合において、一般旅客自動車運送事業者たる法人が存続するとき又は一般旅客自動車運送事業者たる法人が分割をする場合において一般旅客自動車運送事業を承継せないときを除く ※2 相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該一般旅客自動車運送事業を承継すべき相続人を定めたときはその者	2025年12月1日	(1) 道路運送法第36条第1項 (2) 道路運送法第36条第2項 (3) 道路運送法第37条第1項
39	旅客自動車運送事業	一般乗用旅客自動車運送事業	譲渡譲受・合併・分割・相続	一般乗用旅客自動車運送事業（法人タクシー）の譲渡譲受等の認可	一般乗用旅客自動車運送事業者（福祉輸送事業限定、個人タクシーを除く）は、以下に該当する場合は、国土交通大臣に認可の申請書を提出しなければなりません。 (1) 事業の譲渡及び譲受をしようとする場合 (2) 法人の合併及び分割（※1）をしようとする場合 (3) 一般旅客自動車運送事業者が死亡した場合において、相続人（※2）が被相続人の経営していた一般旅客自動車運送事業を引き続き経営しようとするとき ※1 一般旅客自動車運送事業者たる法人と一般旅客自動車運送事業を経営しない法人が合併する場合において一般旅客自動車運送事業者たる法人が存続するとき又は一般旅客自動車運送事業者たる法人が分割をする場合において一般旅客自動車運送事業を承継せないときを除く ※2 相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該一般旅客自動車運送事業を承継すべき相続人を定めたときはその者	2025年12月1日	(1) 道路運送法第36条第1項 (2) 道路運送法第36条第2項 (3) 道路運送法第37条第1項
40	旅客自動車運送事業	一般乗用旅客自動車運送事業	譲渡譲受・合併・分割・相続	一般乗用旅客自動車運送事業（個人タクシー）の譲渡譲受等の認可	一般乗用旅客自動車運送事業者（個人タクシー）は、以下に該当する場合は、国土交通大臣に、認可の申請書を提出しなければなりません。 (1) 事業の譲渡及び譲受をしようとする場合 (2) 一般旅客自動車運送事業者が死亡した場合において、相続人（※）が被相続人の経営していた一般旅客自動車運送事業を引き続き経営しようとするとき ※ 相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該一般旅客自動車運送事業を承継すべき相続人を定めたときはその者	2025年12月1日	(1) 道路運送法第36条第1項 (2) 道路運送法第37条第1項
41	旅客自動車運送事業	一般乗用旅客自動車運送事業	譲渡譲受・合併・分割・相続	一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）の譲渡譲受等の認可	一般乗用旅客自動車運送事業者（福祉輸送事業限定）は、以下に該当する場合は、国土交通大臣に認可の申請書を提出しなければなりません。 (1) 事業の譲渡及び譲受をしようとする場合 (2) 法人の合併及び分割（※1）をしようとする場合 (3) 一般旅客自動車運送事業者が死亡した場合において、相続人（※2）が被相続人の経営していた一般旅客自動車運送事業を引き続き経営しようとするとき ※1 一般旅客自動車運送事業者たる法人と一般旅客自動車運送事業を経営しない法人が合併する場合において一般旅客自動車運送事業者たる法人が存続するとき又は一般旅客自動車運送事業者たる法人が分割をする場合において一般旅客自動車運送事業を承継せないときを除く ※2 相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該一般旅客自動車運送事業を承継すべき相続人を定めたときはその者	2025年12月1日	(1) 道路運送法第36条第1項 (2) 道路運送法第36条第2項 (3) 道路運送法第37条第1項
42	旅客自動車運送事業	一般乗合旅客自動車運送事業 一般貸切旅客自動車運送事業 一般乗用旅客自動車運送事業	事業の休業止	一般旅客自動車運送事業の休業止の届出	一般旅客自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、以下の分類に応じた日付に基づき、国土交通大臣へ届出書を提出しなければなりません。 (1) 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者：その6か月前まで（利用者の利便を害さない認められる国土交通省令で定める場合は、その30日前まで） (2) 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者以外：その30日前まで	2025年12月1日	(1) 道路運送法第38条第2項 (2) 道路運送法第38条第1項
43	旅客自動車運送事業	一般乗合旅客自動車運送事業 一般貸切旅客自動車運送事業 一般乗用旅客自動車運送事業 特定旅客自動車運送事業 家用自動車の有償運送	規則第66条	旅客自動車運送事業等の届出（一般旅客、特定旅客、家用有償）	旅客自動車運送事業者（一般旅客（（3）の場合は相続人）、特定旅客）、家用有償旅客運送者は、以下に該当する場合は、その旨を当該各号に掲げる行政庁に届出書を提出しなければなりません。 (1) 一般旅客自動車運送事業者が運輸を開始した場合当該事業の許可をした行政庁 (2) 一般旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受又は一般旅客自動車運送事業者たる法人の合併若しくは分割が終了した場合当該事項の認可をした行政庁 (3) 一般旅客自動車運送事業者が死亡した場合（第二十四条の規定により、申請書を提出した場合を除く。）当該事業の許可をした行政庁 (4) 休止している一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業を再開した場合当該一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の休止の届出を受理した行政庁 (5) 法第六十六条第二項、法第二十七條第四項（法第四十三条第五項において準用する場合を含む。）、法第三十条第四項、法第三十一条、法第四十三条第七項、法第七十五條第三項において準用する法第七十五條第一項及び法第七十條、法第七十九條の九第二項又は法第八十四條第一項に基き人命を要した場合は当該命令を発した行政庁	2025年12月1日	(1) 道路運送法施行規則第66条第1項第1号 (2) 道路運送法施行規則第66条第1項第2号 (3) 道路運送法施行規則第66条第1項第3号 (4) 道路運送法施行規則第66条第1項第4号 (5) 道路運送法施行規則第66条第1項第5号
44	旅客自動車運送事業	適正化事業実施機関（バリエーション）	規則第66条	旅客自動車運送事業等の届出（適正化機関）	適正化機関は、以下に該当する場合は、その旨を当該各号に掲げる行政庁に届出書を提出しなければなりません。 (1) 適正化機関が 道路運送法施行規則第34条の4の規定により適正化事業指導員を選任した場合：地方運輸局長に提出 (2) 適正化事業指導員が、転任、退職その他の理由により適正化事業指導員でなくなった場合：地方運輸局長に提出	2025年12月1日	(1) 道路運送法施行規則第66条第1項第10号 (2) 道路運送法施行規則第66条第1項第11号
45	旅客自動車運送事業	一般乗合旅客自動車運送事業 一般貸切旅客自動車運送事業 一般乗用旅客自動車運送事業	事業報告・実績報告	旅客自動車運送事業の事業報告書の提出（一般乗合、一般貸切、一般乗用）	旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後100日以内に、毎事業年度に係る事業報告書を提出しなければなりません。事業者分類ごとの提出先は以下の通りです。 (1) 一般乗合：国土交通大臣及び管轄地方運輸局長に提出 (2) 一般貸切：管轄地方運輸局長に提出 (3) 一般乗用：管轄地方運輸局長に提出（※） ※ 道路運送法第八十六条第一項の規定により業務の範囲を限定する条件を付された一般乗用旅客自動車運送事業者であつて、地方運輸局長が定めるものは除く	2026年4月頃	旅客自動車運送事業等報告規則第2条第1項
46	運行管理者、整備管理者、事故報告関係	整備管理者関係	整備管理者の選任・変更・廃止	整備管理者の選任・変更・廃止の届出（一般貨物、特定貨物、貨物軽、一般旅客、特定旅客、家用有償旅客事業者、家用自動車の使用等）	大型自動車使用者等は、整備管理者を選任または変更したときは、15日以内に、地方運輸局長に届出書を提出しなければなりません。	2025年9月1日	道路運送車両法第52条第1項
47	運行管理者、整備管理者、事故報告関係	運行管理者関係	運行管理者の選任・変更・解任、運行管理者(補助者)の選任・変更・解任、安全管理者の選任・変更・解任	運行管理者・補助者、安全管理者の選任・変更・解任の届出（一般貨物、特定貨物、貨物軽、一般旅客、特定旅客）	自動車運送事業者は、以下に該当する場合は、遅滞なく国土交通大臣に届出書を提出しなければなりません。 (1) 一般貨物自動車運送事業者が運行管理者を選任または解任したとき (2) 特定貨物自動車運送事業者が運行管理者を選任または解任したとき (3) 貨物軽自動車運送事業者が貨物軽自動車安全管理者を選任または解任したとき (4) 一般旅客自動車運送事業者が運行管理者を選任または解任したとき (5) 特定旅客自動車運送事業者が運行管理者を選任または解任したとき (6) 一般貸切旅客自動車運送事業者が運行管理者の業務を補助させる者（補助者）を選任または解任したとき	2025年9月1日	(1) 貨物自動車運送事業法第16条第3項 (2) 貨物自動車運送事業法第35条第6項 (3) 貨物自動車運送事業法第36条の2第2項 (4) 道路運送法第23条第3項 (5) 道路運送法第43条第5項 (6) 旅客自動車運送事業運輸規則第68条第1項
48	貨物自動車運送事業	一般貨物自動車運送事業	事業報告・実績報告	一般貨物自動車運送事業者の事業報告書の提出	(1) 国土交通大臣への提出が必要な事業者（※）：国土交通大臣に提出 (2) (1)に該当しない事業者：所轄地方運輸局長に提出 ※ 特別精合せ貨物運送（運行系統が二以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、その起点から終点までの距離の合計（運行系統が重複する部分に係る距離を除く。）が100キロメートル以上のものに限る。）を行う事業者	2025年12月1日	貨物自動車運送事業報告規則第2条第1項
49	貨物自動車運送事業	一般貨物自動車運送事業 特定貨物自動車運送事業	事業報告・実績報告	貨物事業者の事業実績報告書の提出（一般貨物、特定貨物）	一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者は、毎年7月10日までに、前年4月1日から3月31日までの期間に係る事業実績報告書を提出しなければなりません。事業者分類ごとの提出先は以下の通りです。 (1) 国土交通大臣への提出が必要な一般貨物自動車運送事業者（※）：国土交通大臣に提出 (2) (1)に該当しない一般貨物自動車運送事業者：所轄地方運輸局長 (3) 特定貨物自動車運送事業者（（2）に該当する場合を除く）：所轄地方運輸局長 ※ 特別精合せ貨物運送（運行系統が2以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、その起点から終点までの距離の合計（運行系統が重複する部分に係る距離を除く。）が100キロメートル以上のものに限る。）を行う事業者	2025年12月1日	貨物自動車運送事業報告規則第2条第1項
50	貨物自動車運送事業	特定貨物自動車運送事業	経営許可	特定貨物自動車運送事業の許可	特定貨物自動車運送事業を経営しようとする事業者は、国土交通大臣に許可の申請書を提出しなければなりません。	2025年12月1日	貨物自動車運送事業法第35条第1項

51	貨物自動車運送事業	特定貨物自動車運送事業	事業計画の変更等	特定貨物自動車運送事業の事業計画の変更等認可・届出	特定貨物自動車運送事業者は、以下に該当する場合は、以下の者に（１）は認可の申請書、（２）（３）（４）は届出書を提出しなければなりません。 （１）事業計画の変更（（４）に該当する場合を除く）をしようとする場合：国土交通大臣に提出 （２）事業者の氏名、名称又は住所に変更があった場合：当該事業の許可をした地方運輸局長に提出（遅滞なく事後届出） （３）運送の需要者の氏名、名称、住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があった場合：当該事業の許可をした地方運輸局長に提出（遅滞なく事後届出） （４）国土交通令で定める事業用自動車に関する事項の変更をした場合（事前届出）。また、軽微な事項の事業計画の変更をした場合（遅滞なく事後届出）：国土交通大臣に提出	2025年12月1日	（１）貨物自動車運送事業法第35条第6項 （２）貨物自動車運送事業法施行規則第44条第1項第5号 （３）貨物自動車運送事業法施行規則第44条第1項第7号 （４）貨物自動車運送事業法第35条第6項
52	貨物自動車運送事業	特定貨物自動車運送事業	路線探索・合併・分割・相続	特定貨物自動車運送事業の路線・合併・分割・相続の認可	特定貨物自動車運送事業者は、以下に該当する場合は、国土交通大臣に認可の申請書を提出しなければなりません。 （１）事業を譲渡し及び譲受けをしようとする場合 （２）法人の合併及び分割（※１）をしようとする場合 （３）特定貨物自動車運送事業者が死亡した場合において、相続人（※２）が被相続人の経営していた特定貨物自動車運送事業を引き続き経営しようとする場合（被相続人の死亡後60日以内に提出） ※１ 特定貨物自動車運送事業者たる法人と特定貨物自動車運送事業を営まない法人が合併する場合において特定貨物自動車運送事業者たる法人が存続するときは特定貨物自動車運送事業者たる法人が分割をする場合において特定貨物自動車運送事業を承継せざないときを除く ※２ 相続人が2人以上ある場合においてその協議により当該特定貨物自動車運送事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者	2025年12月1日	貨物自動車運送事業法第35条第6項
53	貨物自動車運送事業	一般貨物自動車運送事業 特定貨物自動車運送事業 貨物軽自動車運送事業	事業許可	タクシー事業者による食料・飲料に係る貨物自動車運送事業の許可	一般乗用旅客自動車運送事業者（※）は、事業の用に供する事業用自動車を用いて食料等に係る貨物自動車運送事業を行う場合、国土交通大臣に許可の申請書を提出しなければなりません。 ※ ハイエアー及び個人タクシー事業者を含み、福祉限定許可事業者を除く	2025年12月1日	通達「タクシー事業者による食料・飲料に係る貨物自動車運送事業の許可の取扱い等について」
54	旅客自動車運送事業	一般乗用旅客自動車運送事業	運賃料金設定・変更	一般乗用旅客自動車運送事業の運賃・料金の設定・変更の認可・届出	一般乗用旅客自動車運送事業者は、以下に該当する場合は、国土交通大臣に（１）は認可の申請書、（２）（３）は届出書を提出しなければなりません。 （１）旅客の運賃及び料金（（２）に該当する場合を除く）（※）を定め又は変更しようとする場合 （２）地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある営業区域に係る運賃等について協議が深い、当該協議が調った事項にて、旅客の運賃及び料金を定め又は変更する場合（事前届出） （３）旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める料金（時間指定配車料金及び車両指定配車料金）を設定・変更する場合（事前届出） ※ 旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める料金（時間指定配車料金及び車両指定配車料金）を定め又は変更する場合（事前届出）	2025年12月1日	（１）道路運送法第9条の3第1項 （２）道路運送法第9条の3第3項 （３）道路運送法第9条の3第5項
55	旅客自動車運送事業	自家用自動車有償貸渡（レンタカー）事業	事業許可	自家用自動車有償貸渡（レンタカー）事業の許可	自家用自動車は、国土交通大臣の許可を受けなければ、業として有償で貸し渡してはならないこととなることから、事業者が自家用自動車の貸渡事業を行う場合は、国土交通大臣に許可の申請書を提出しなければなりません。ただし、その借受人が当該自家用自動車の使用者である場合は、この限りではありません。	2025年12月1日	道路運送法第80条第1項
56	旅客自動車運送事業	一般乗用旅客自動車運送事業	運賃料金設定・変更	一般乗用旅客自動車運送事業の特定地域・特定地域における運賃の設定・変更の届出	第十六条第一項（※）の規定により運賃の範囲が公表された特定地域又は準特定地域内に営業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者は、以下に該当する場合は、あらかじめ国土交通大臣に届出を提出しなければなりません。 （１）当該運賃の範囲の適用後に当該特定地域又は準特定地域において行う一般乗用旅客自動車運送事業に係る旅客の運賃を定める場合 （２）（１）で定めた運賃を変更しようとする場合 ※ 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法	2025年12月1日	特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別法第16条の4
57	旅客自動車運送事業	自家用自動車有償貸渡（レンタカー）事業	名称等の変更	自家用自動車有償貸渡（レンタカー）事業者の名称等変更の届出	自家用自動車の貸渡し（レンタカー）の事業者は、以下に該当する場合は、以下の者に届出書を提出しなければなりません。 （１）次に掲げる事項を変更した場合：主たる事務所の所在地を管轄する運輸支局長、運輸監理部長又は陸運事務所長に提出（遅滞なく事後届出） ア 貸渡人の氏名又は名称及び住所 イ 法人の役員 ウ 貸渡料金及び貸渡約款 エ 貸渡しの廃止 （２）配置事務所の名称、所在地の変更（※１）をしようとする場合：変更後の事務所の名称又は所在地を当該事務所の所在地を管轄する運輸支局長に主たる事務所に係る許可書の写し（※２）を添えて提出（事前届出） ※１ 配置事務所の増設を含む ※２ 当該運輸支局長の許可を受けている場合を除く	2025年12月1日	通達「貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し（レンタカー）の取扱いについて」
58	旅客自動車運送事業	一般乗合旅客自動車運送事業	事業報告・実績報告	一般乗合旅客自動車運送事業の輸送実績報告書の提出	一般乗合旅客自動車運送事業者は、毎年5月31日までに、国土交通大臣、管轄地方運輸局長及び管轄運輸監理部長又は管轄運輸支局長に、輸送実績報告書（※）を提出しなければなりません。 ※ 路線定期運行又は路線不定期運行、区域運行によって提出する様式の別があるため、旅客自動車運送事業等報告規則第2条第1項を参照すること	2026年4月頃	旅客自動車運送事業等報告規則第2条第1項
59	旅客自動車運送事業	一般貸切旅客自動車運送事業	事業報告・実績報告	一般貸切旅客自動車運送事業の輸送実績報告書の提出	一般貸切旅客自動車運送事業者は、毎年5月31日までに、管轄地方運輸局長及び管轄運輸監理部長又は管轄運輸支局長に、輸送実績報告書を提出しなければなりません。	2026年4月頃	旅客自動車運送事業等報告規則第2条第1項
60	旅客自動車運送事業	一般乗用旅客自動車運送事業	事業報告・実績報告	一般乗用旅客自動車運送事業（法人タクシー）の輸送実績報告書の提出	一般乗用旅客自動車運送事業者（法人タクシー）は、毎年5月31日までに、管轄地方運輸局長及び管轄運輸監理部長又は管轄運輸支局長に、輸送実績報告書を提出しなければなりません。	2026年4月頃	旅客自動車運送事業等報告規則第2条第1項
61	旅客自動車運送事業	一般乗用旅客自動車運送事業	事業報告・実績報告	一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）の輸送実績報告書の提出	一般乗用旅客自動車運送事業者（福祉輸送事業限定）は、毎年5月31日までに、管轄地方運輸局長及び管轄運輸監理部長又は管轄運輸支局長に、輸送実績報告書を提出しなければなりません。	2026年4月頃	旅客自動車運送事業等報告規則第2条第1項
62	旅客自動車運送事業	一般乗用旅客自動車運送事業	事業報告・実績報告	一般乗用旅客自動車運送事業（個人タクシー）の輸送実績報告書の提出	一般乗用旅客自動車運送事業者（個人タクシー）は、毎年5月31日までに、管轄地方運輸局長及び管轄運輸監理部長又は管轄運輸支局長に、輸送実績報告書を提出しなければなりません。	2026年4月頃	旅客自動車運送事業等報告規則第2条第1項
63	旅客自動車運送事業	自家用自動車有償貸渡（レンタカー）事業	事業報告・実績報告	自家用自動車有償貸渡（レンタカー）事業者の貸渡実績報告書の提出	自家用自動車の貸渡し（レンタカー）の事業者は、前年の4月1日から3月31日までの期間に係る「貸渡実績報告書（様式1）」及び3月31日における「事務所別車種別配置車両数一覧表（様式2）」を毎年5月31日までに、主たる事務所の所在地を管轄する運輸支局長に提出しなければなりません。	2026年4月頃	通達「貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し（レンタカー）の取扱いについて」
64	運行管理者、整備管理者、事故報告関係	事故報告関係	事故報告	自動車運送事業者の事故報告書の提出（一般貨物、特定貨物、貨物軽、特定第二種貨物、一般旅客、特定旅客、自家用有償旅客事業者、整備管理者の選任が必要な自家用自動車の使用者）	自動車運送事業者（個人タクシー）は、毎年5月31日までに、管轄地方運輸局長及び管轄運輸監理部長又は管轄運輸支局長に、輸送実績報告書を提出しなければなりません。 ※１ 自家用有償旅客運送に利用しない自家用自動車のうち、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く ※２ 救護義務違反の場合は当該違反があった日、国土交通大臣から指示があった場合は当該指示があった日	2025年12月1日	自動車事故報告規則第3条第1項
65	適正化事業実施機関、登録実施機関、講習認定機関・指定試験機関関係	適性診断実施機関	事業認定	運転者向け適性診断実施機関の認定	一般貨物自動車運送事業者等または旅客自動車運送事業者の運転者に対して、適性診断を実施しようとする者は、国土交通大臣に認定の申請書を提出しなければなりません。	2025年12月1日	貨物自動車運送事業輸送安全規則第12条の2第1項（貨物） 旅客自動車運送事業運輸規則第41条の2第1項（旅客）
66	適正化事業実施機関、登録実施機関、講習認定機関・指定試験機関関係	適性診断実施機関	事業計画の変更	運転者向け適性診断実施機関の変更認定・届出	運転者向け適性診断の実施者は、以下に該当する場合、国土交通大臣に（１）の場合は認定の申請書、（２）の場合はあらかじめ届出を提出しなければなりません。 （１）適性診断の権限、その他国土交通大臣が告示で定める事項に変更がある場合 （２）名称・住所・代表者氏名・主たる事業所の名称及び所在地に変更がある場合	2025年12月1日	（１）貨物自動車運送事業輸送安全規則第12条の5第1項（貨物） （１）旅客自動車運送事業運輸規則第41条の5第1項（旅客） （２）貨物自動車運送事業輸送安全規則第12条の5第4項（貨物） （２）旅客自動車運送事業運輸規則第41条の5第4項（旅客）
67	適正化事業実施機関、登録実施機関、講習認定機関・指定試験機関関係	適性診断実施機関	業務の休廃止	運転者向け適性診断実施機関の廃止届出	運転者向け適性診断の実施者は、適性診断に係る業務を廃止しようとするときは、あらかじめ国土交通大臣に届出書を提出しなければなりません。	2025年12月1日	貨物自動車運送事業輸送安全規則第12条の6（貨物） 旅客自動車運送事業運輸規則第41条の6（旅客）
68	適正化事業実施機関、登録実施機関、講習認定機関・指定試験機関関係	適性診断実施機関	事業報告・実績報告	運転者向け適性診断実施機関の年間報告及び会計報告	運転者向け適性診断の実施者は、国土交通大臣に対して、適性診断に係る業務又は経理の状況を報告しなければなりません。	2025年12月1日	貨物自動車運送事業輸送安全規則第12条の10（貨物） 旅客自動車運送事業運輸規則第41条の10（旅客）

69	適正化事業実施機関、登録実施機関、講習認定機関・指定試験機関関係	講習認定機関	事業認定	運行管理者講習実施機関の認定	一般貨物自動車運送事業者等または旅客自動車運送事業者の運行管理者に対して、講習を実施しようとする者は、国土交通大臣に認定の申請書を提出しなければなりません。	2025年12月1日	貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第2項（貨物） 旅客自動車運送事業運輸規則第48条の4第2項（旅客）
70	適正化事業実施機関、登録実施機関、講習認定機関・指定試験機関関係	講習認定機関	事業計画の変更	運行管理者講習実施機関の変更認定・届出	運行管理者講習の実施者は、以下に該当する場合、国土交通大臣に（１）の場合は認定の申請書（２）の場合はあらかじめ届出書を提出しなければなりません。 （１）職種の増減、その他国土交通大臣が言うて定める事項に変更がある場合 （２）名称・住所・代表者氏名・主たる事業所の名称及び所在地に変更がある場合	2025年12月1日	（１）（２）貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第2項（貨物） （１）（２）旅客自動車運送事業運輸規則第48条の4第2項（旅客）
71	適正化事業実施機関、登録実施機関、講習認定機関・指定試験機関関係	講習認定機関	業務の休廃止	運行管理者講習実施機関の廃止届出	運行管理者講習の実施者は、講習に係る業務を廃止しようとするときは、あらかじめ国土交通大臣に届出書を提出しなければなりません。	2025年12月1日	貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第2項（貨物） 旅客自動車運送事業運輸規則第48条の4第2項（旅客）
72	適正化事業実施機関、登録実施機関、講習認定機関・指定試験機関関係	講習認定機関	事業報告・実績報告	運行管理者講習実施機関の年間報告及び会計報告	運行管理者講習の実施者は、国土交通大臣に対して、適性診断に係る業務又は経理の状況を報告しなければなりません。	2025年12月1日	貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第2項（貨物） 旅客自動車運送事業運輸規則第48条の4第2項（旅客）
73	適正化事業実施機関、登録実施機関、講習認定機関・指定試験機関関係	適正化事業実施機関（トラック関係）	名称等の変更	貨物自動車運送適正化事業実施機関の名称等の変更	地方、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関は、名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとする場合、あらかじめ、地方実施機関においては地方運輸局長、全国実施機関においては国土交通大臣に届出書を提出しなければなりません。	2026年4月頃	貨物自動車運送事業法施行規則第44条第1項第8号
74	適正化事業実施機関、登録実施機関、講習認定機関・指定試験機関関係	適正化事業実施機関（トラック関係）	指導員の選任、解任	地方貨物自動車運送適正化事業実施機関の適正化事業指導員の選任等	地方貨物自動車運送適正化事業実施機関が、適正化事業指導業務を行わせるため適正化事業指導員を選任した場合又は解任、退職その他の理由により適正化事業指導員でなくなった場合、地方運輸局長に届出書を提出しなければなりません。（その15日以内に事後届出。）	2026年4月頃	貨物自動車運送事業法施行規則第44条第1項第9号、第10号
75	適正化事業実施機関、登録実施機関、講習認定機関・指定試験機関関係	適正化事業実施機関（トラック関係）	機関指定	貨物自動車運送適正化事業実施機関の指定	貨物自動車運送に関する秩序の確立に資するため（これを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、地方、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関の指定を申請しようとする者は、国土交通大臣に指定の申請書を提出しなければなりません。）	2026年4月頃	貨物自動車運送事業法第38条第1項（地方） 貨物自動車運送事業法第43条（全国）
76	適正化事業実施機関、登録実施機関、講習認定機関・指定試験機関関係	適正化事業実施機関（トラック関係）	事業計画等提出	貨物自動車運送適正化事業実施機関の事業計画等の提出	地方、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関は、以下に該当する場合、地方実施機関においては地方運輸局長に、全国実施機関においては国土交通大臣に、届出書を提出しなければなりません。 （１）当該事業年度が開始し、事業計画及び収支予算の提出が必要な場合（当該事業年度の開始の日より15日までに事前届出（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遡及なく事後届出）） （２）当該事業年度が終了し、事業報告書及び収支決算書の提出が必要な場合（当該事業年度の終了後3ヵ月以内に事後届出）	2026年4月頃	（１）土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第3条第1項、第2項 （２）土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第3条第3項 （３）土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第3条第3項
77	貨物自動車運送事業 特定貨物自動車運送事業	一般貨物自動車運送事業 特定貨物自動車運送事業	表示番号指定	土砂等運搬大型自動車の表示番号の指定	土砂等の運搬の用に供するため大型自動車を使用しようとする場合 （１）土砂等の運搬の用に供するため申請を行った事項に対して、当該大型自動車の使用の本拠の位置を他の運輸機関の長又は運輸支局長の管轄区域内に変更する場合又は経営する事業の種類を変更しようとする場合 （２）土砂等の運搬の用に供するため申請を行った事項に対して、（２）以外の変更しようとする場合（事前届出）	2026年4月頃	（１）土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第3条第1項、第2項 （２）土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第3条第3項 （３）土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第3条第3項
78	貨物自動車運送事業 特定貨物自動車運送事業	一般貨物自動車運送事業 特定貨物自動車運送事業	業務の休廃止	土砂等運搬大型自動車の使用廃止の届出	表示番号の指定に係る土砂等運搬大型自動車を使用する者は、当該土砂等運搬大型自動車を土砂等の運搬の用に供しないこととなった場合、その日から30日以内に、国土交通大臣に届出書を提出しなければなりません。	2026年4月頃	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第5条
79	旅客自動車運送事業	自家用自動車の有償運送	事業許可	自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送の申請	自家用有償旅客運送者とは、貨物や旅客の輸送量が限られている過疎地域等であつて、既存の貨物自動車運送事業者によつては当該地域内の住民に供する貨物運送サービスの維持・確保が困難な場合において、自家用自動車を有償で少量貨物の運送の用に供しようとする場合、所轄運輸支局長に許可の申請書を提出しなければなりません。	2026年4月頃	—
80	貨物自動車運送事業	適正化事業実施機関（トラック関係）	表彰申請	貨物自動車運送適正化事業実施機関の安全性優良事業所表彰の申請	安全性優良事業所表彰（運輸支局長表彰または地方運輸局長表彰）を受けようとする者は、安全性優良事業所表彰候補推薦を取りまとめ、運輸支局長または地方運輸局長に認可の申請書を提出しなければなりません。	2026年4月頃	—
81	旅客自動車運送事業	特定旅客自動車運送事業	事業許可	特定旅客自動車運送事業の許可	特定旅客自動車運送事業を経営しようとする事業者は、国土交通大臣に許可の申請書を提出しなければなりません。	2026年4月頃	道路運送法第43条第1項
82	旅客自動車運送事業	特定旅客自動車運送事業	事業計画の変更等	特定旅客自動車運送事業の事業計画の変更等認可・届出	特定旅客自動車運送事業者は、以下に該当する場合は、国土交通大臣に（１）は認可の申請書、（２）（３）（４）（５）（６）（７）は届出書を提出しなければなりません。 （１）事業計画の変更（（２）（３）に該当する場合を除く）をしようとする場合 （２）営業所ごとに配置する事業用自動車の数その他の国土交通省令で定める事項に関する事業計画の変更をしようとする場合（事前届出） （３）営業所の名称その他の国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更をした場合（遡及なく事後届出） （４）事業用自動車の乗務員等の休憩、仮眠又は睡眠のための施設を変更した場合（遡及なく事後届出） （５）事業者の氏名若しくは名称又は住所に変更があつた場合（遡及なく事後届出） （６）法人の役員若しくは社員又は定款若しくは附帯行為に変更があつた場合（遡及なく事後届出（代表権を有しない役員又は社員の変更の場合は、前年7月から6月までの期間分を7月31日まで）） （７）運送需要者の氏名若しくは名称又は住所に変更があつた場合（遡及なく事後届出）	2026年4月頃	（１）道路運送法第43条第5項 （2）道路運送法第43条第5項 （3）道路運送法第43条第5項 （4）道路運送法施行規則第66条第1項第6号 （5）道路運送法施行規則第66条第1項第7号 （6）道路運送法施行規則第66条第1項第8号 （7）道路運送法施行規則第66条第1項第9号
83	旅客自動車運送事業	特定旅客自動車運送事業	管理の受委託、事業の休廃止	特定旅客自動車運送事業の管理の委託又は休廃止の届出	特定旅客自動車運送事業者は、以下に該当する場合は、その日から30日以内に、国土交通大臣に届出書を提出しなければなりません。 （１）事業の管理を委託し、又は事業を休止し、若しくは廃止した場合 （２）事業の管理の委託又は事業の休止について届出した事項を変更した場合	2026年4月頃	道路運送法第43条第8項
84	旅客自動車運送事業	特定旅客自動車運送事業	積卸保管・合併・分割・相続	特定旅客自動車運送事業の譲渡、事業の合併・分割、相続の届出	特定旅客自動車運送事業者は、事業の譲渡又は合併、分割（※）、相続があつた場合、国土交通大臣に届出書を提出しなければなりません（その承諾の日から30日以内に事後届出）。 ※ 当該事業を承継させるものに関する	2026年4月頃	道路運送法第43条第10項
85	旅客自動車運送事業	特定旅客自動車運送事業	運賃料金設定・変更	特定旅客自動車運送事業の運賃・料金の設定・変更の届出	特定旅客自動車運送事業者は、以下に該当する場合は、あらかじめ、国土交通大臣に届出書を提出しなければなりません。 （１）旅客の運賃及び料金を定めようとする場合 （２）旅客の運賃及び料金を変更しようとする場合	2026年4月頃	道路運送法第43条第6項
86	旅客自動車運送事業	自家用自動車の有償運送	事業許可	自家用自動車の有償運送の許可	公共の福祉の見地から必要を得ない場合において、地域又は期間を限定して自家用自動車を有償で運送の用に供しようとする者は、国土交通大臣に許可の申請書を提出しなければなりません。	2026年4月頃	道路運送法第78条第3号
87	適正化事業実施機関、登録実施機関、講習認定機関・指定試験機関関係	適正化事業実施機関（バス関係、タクシー関係）	事業計画等提出	旅客自動車運送適正化事業実施機関の事業計画及び収支予算の届出（一般乗合、一般乗用、特定旅客運送適正化機関）	旅客自動車運送適正化事業実施機関（一般貸切旅客自動車運送適正化機関を除く）は、毎事業年度、当該事業年度の開始の日より15日前までに（※）、適正化事業に係る事業計画及び収支予算を地方運輸局長に提出しなければなりません。 ※ 機関の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遡及なく提出	2026年4月頃	道路運送法施行規則第34条の5第1号
88	適正化事業実施機関、登録実施機関、講習認定機関・指定試験機関関係	適正化事業実施機関（バス関係、タクシー関係）	事業報告・実績報告	旅客自動車運送適正化事業実施機関の事業報告等の提出（一般乗合、一般乗用、特定旅客運送適正化機関）	旅客自動車運送適正化事業実施機関（一般貸切旅客自動車運送適正化機関を除く）は、毎事業年度、適正化事業に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、地方運輸局長に提出しなければなりません（当該事業年度の終了後3ヵ月以内に事後届出）。	2026年4月頃	道路運送法施行規則第34条の5第2号
89	適正化事業実施機関、登録実施機関、講習認定機関・指定試験機関関係	適正化事業実施機関（バス関係）	機関指定	旅客自動車運送適正化事業実施機関の指定の申請（一般旅客、特定旅客運送適正化機関）	旅客自動車運送適正化事業実施機関の指定を受けようとする一般社団法人又は一般財団法人は、国土交通大臣に指定の申請書を提出しなければなりません。	2026年4月頃	道路運送法第43条の2第1項（旅客自動車運送適正化事業実施機関） 道路運送法第43条の9（一般貸切旅客自動車運送適正化機関）
90	適正化事業実施機関、登録実施機関、講習認定機関・指定試験機関関係	適正化事業実施機関（バス関係）	名称等の変更	旅客自動車運送適正化事業実施機関の名称・住所等の変更の届出（一般旅客、特定旅客運送適正化機関）	旅客自動車運送適正化事業実施機関は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとする場合、あらかじめ、国土交通大臣に届出書を提出しなければなりません。	2026年4月頃	道路運送法第43条の2第3項
91	適正化事業実施機関、登録実施機関、講習認定機関・指定試験機関関係	適正化事業実施機関（バス関係）	事業規程の設定・変更	一般貸切旅客自動車運送適正化機関の事業規程の設定・変更の認可	一般貸切旅客自動車運送適正化機関は、事業の開始前に、事業規程を定め、国土交通大臣の認可の申請書を提出しなければなりません。	2026年4月頃	道路運送法第43条の1第31項
92	適正化事業実施機関、登録実施機関、講習認定機関・指定試験機関関係	適正化事業実施機関（バス関係）	事業計画の設定・変更	一般貸切旅客自動車運送適正化機関の事業計画、収支予算等の設定・変更の認可	一般貸切旅客自動車運送適正化機関は、毎事業年度、当該事業年度の開始前に（※）、適正化事業に係る事業計画、収支予算及び資金計画を国土交通大臣に提出しなければなりません。 ※ 機関の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遡及なく提出	2026年4月頃	道路運送法第43条の1第41項
93	適正化事業実施機関、登録実施機関、講習認定機関・指定試験機関関係	適正化事業実施機関（バス関係）	事業報告・実績報告	一般貸切旅客自動車運送適正化機関の事業報告等の提出	一般貸切旅客自動車運送適正化機関は、毎事業年度（当該事業年度の終了後3ヵ月以内に）、国土交通大臣に事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を提出しなければなりません。	2026年4月頃	道路運送法第43条の1第2項
94	適正化事業実施機関、登録実施機関、講習認定機関・指定試験機関関係	適正化事業実施機関（バス関係、タクシー関係）	負担金の額、徴収方法	旅客自動車運送適正化事業実施機関の負担金の額及び徴収方法の認可（一般貸切、一般乗用（特定指定地域内）旅客自動車運送適正化事業実施機関）	負担金を徴収しようとする一般貸切、一般乗用（特定指定地域内）旅客自動車運送適正化事業実施機関は、負担金の額及び徴収方法について、毎事業年度に、国土交通大臣に認可の申請書を提出しなければなりません。	2026年4月頃	道路運送法第43条の1第52項（一般貸切旅客自動車運送適正化機関） タクシー業務適正化特別措置法第37条第1項（適正化事業実施機関）
95	適正化事業実施機関、登録実施機関、講習認定機関・指定試験機関関係	適正化事業実施機関（バス関係、タクシー関係）	負担金の申立	旅客自動車運送適正化事業実施機関による負担金等の未納付に係る申立（一般貸切、一般乗用（特定指定地域内）旅客自動車運送適正化事業実施機関）	一般貸切、一般乗用（特定指定地域内）旅客自動車運送適正化事業実施機関は、督促を受けた納付義務者がその指定の期限でその督促に係る負担金及び規定による延滞金を納付しなかった場合、国土交通大臣に報告書提出することとなります。	2026年4月頃	道路運送法第43条の1第58項（一般貸切旅客自動車運送適正化機関） タクシー業務適正化特別措置法第37条第7項（適正化事業実施機関）
96	適正化事業実施機関、登録実施機関、講習認定機関・指定試験機関関係	適正化事業実施機関（バス関係、タクシー関係）	委員の選任	旅客自動車運送適正化事業諮問委員会の委員の任命の認可（一般貸切、一般乗用（特定指定地域内）旅客自動車運送適正化事業実施機関）	一般貸切、一般乗用（特定指定地域内）旅客自動車運送適正化事業実施機関は、諮問委員会の委員の任命しようとする場合、地方運輸局長に認可の申請書を提出しなければなりません。	2026年4月頃	道路運送法第43条の1第31項（一般貸切旅客自動車運送適正化機関） タクシー業務適正化特別措置法第39条第3項（適正化事業実施機関）
97	適正化事業実施機関、登録実施機関、講習認定機関・指定試験機関関係	適正化事業実施機関（バス関係、タクシー関係）	役員の選任・解任	旅客自動車運送適正化事業実施機関の役員の選任・解任の認可（一般貸切、一般乗用（特定指定地域内）旅客自動車運送適正化事業実施機関）	一般貸切、一般乗用（特定指定地域内）旅客自動車運送適正化事業実施機関は、事業に従事する役員の選任及び解任を行う場合は、地方運輸局長に認可の申請書を提出しなければなりません。	2026年4月頃	道路運送法第43条の1第81項（一般貸切旅客自動車運送適正化機関） タクシー業務適正化特別措置法第39条の2第1項（適正化事業実施機関）

98	旅客自動車運送事業	自家用自動車の有償運送	登録申請	自家用有償旅客客運送の登録の申請	自家用有償旅客客運送を行うとする者は、国土交通大臣に登録の申請書を提出しなければなりません。 ※ 自家用有償旅客客運送に係る路線又は運送の区域が、主として道路運送法施行令第4条第1項に規定する指定都道府県等の区域内であり、当該指定都道府県等の長に提出する場合にあつては、e-Gov電子申請サービスの利用対象外となります。提出先が当該指定都道府県等の場合、申請方法等の詳細については、当該都道府県又は市町村の自治体に問い合わせてください。	2026年4月頃	道路運送法第79条の2第1項
99	旅客自動車運送事業	自家用自動車の有償運送	更新登録申請	自家用有償旅客客運送の有効期間の更新登録の申請	自家用有償旅客客運送の登録を受けた者（自家用有償旅客客運送者）は、登録の有効期間が満了し、有効期間の更新を受けようとする場合、国土交通大臣に登録の申請書を提出しなければなりません。 ※ 自家用有償旅客客運送に係る路線又は運送の区域が、主として道路運送法施行令第4条第1項に規定する指定都道府県等の区域内であり、当該指定都道府県等の長に提出する場合にあつては、e-Gov電子申請サービスの利用対象外となります。提出先が当該指定都道府県等の場合、申請方法等の詳細については、当該都道府県又は市町村の自治体に問い合わせてください。	2026年4月頃	道路運送法第79条の6第1項
100	旅客自動車運送事業	自家用自動車の有償運送	変更登録申請・届出	自家用有償旅客客運送の変更登録の申請・変更届出	自家用有償旅客客運送の登録を受けた者（自家用有償旅客客運送者）は、以下に該当する場合、国土交通大臣に（１）は登録の申請書、（２）は届出書を提出しなければなりません。 （１）登録内容の変更（（２）に該当する場合を除く）をしようとする場合 （２）国土交通省令で定める軽微な事項（名称及び住所並びに代表者の氏名等）の登録内容の変更をした場合（その変更日から30日以内に事後届出） ※ 自家用有償旅客客運送に係る路線又は運送の区域が、主として道路運送法施行令第4条第1項に規定する指定都道府県等の区域内であり、当該指定都道府県等の長に提出する場合にあつては、e-Gov電子申請サービスの利用対象外となります。提出先が当該指定都道府県等の場合、申請方法等の詳細については、当該都道府県又は市町村の自治体に問い合わせてください。	2026年4月頃	（１）道路運送法第79条の7第1項 （２）道路運送法第79条の7第3項
101	旅客自動車運送事業	自家用自動車の有償運送	業務廃止届出	自家用有償旅客客運送の業務の廃止の届出	自家用有償旅客客運送の登録を受けた者（自家用有償旅客客運送者）は、その業務を廃止した場合、国土交通大臣に届出書を提出しなければなりません（その廃止日から30日以内に事後届出）。 ※ 自家用有償旅客客運送に係る路線又は運送の区域が、主として道路運送法施行令第4条第1項に規定する指定都道府県等の区域内であり、当該指定都道府県等の長に提出する場合にあつては、e-Gov電子申請サービスの利用対象外となります。提出先が当該指定都道府県等の場合、申請方法等の詳細については、当該都道府県又は市町村の自治体に問い合わせてください。	2026年4月頃	道路運送法第79条の11
102	旅客自動車運送事業	自家用自動車の有償運送	講習の認定	自家用有償旅客客運送に係る講習の認定	自家用有償旅客客運送自動車の運転者に対する講習を実施するための基準（道路運送法施行規則第51条の16第4項第1号、第2号）に適合すると認められる者は、以下に該当する場合、国土交通大臣に認定の申請書を提出しなければなりません。 （１）自家用有償旅客客運送に係る運転者等に対して講習を行うとする場合 （２）福祉自動車以外の自動車を使用して福祉有償運送を行う場合において、自家用有償旅客客運送に係る運転者等に対して講習を行うとする場合 ※ 自家用有償旅客客運送に係る路線又は運送の区域が、主として道路運送法施行令第4条第1項に規定する指定都道府県等の区域内であり、当該指定都道府県等の長に提出する場合にあつては、e-Gov電子申請サービスの利用対象外となります。提出先が当該指定都道府県等の場合、申請方法等の詳細については、当該都道府県又は市町村の自治体に問い合わせてください。	2026年4月頃	道路運送法施行規則第51条の16第5項
103	旅客自動車運送事業	自家用自動車の有償運送	事業報告・実績報告	自家用有償旅客客運送の輸送実績報告書の提出	自家用有償旅客客運送者は、毎年5月31日までに、自家用有償旅客客運送に係る路線又は運送の区域が存する区域を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に、輸送実績報告書を提出しなければなりません。 ※ 自家用有償旅客客運送に係る路線又は運送の区域が、主として道路運送法施行令第4条第1項に規定する指定都道府県等の区域内であり、当該指定都道府県等の長に提出する場合にあつては、e-Gov電子申請サービスの利用対象外となります。提出先が当該指定都道府県等の場合、申請方法等の詳細については、当該都道府県又は市町村の自治体に問い合わせてください。	2026年4月頃	旅客自動車運送事業等報告規則第2条の2第1項
104	適正化事業実施機関、登録実施機関、講習認定機関・指定試験機関関係	適正化事業実施機関（タクシー関係）	機関指定	一般乗用（特定指定地域内）旅客自動車運送適正化事業実施機関の指定の申請	特定指定地域内におけるタクシー事業について、適正化事業実施機関の指定を受けて、以下に該当する業務を行うとする者は、国土交通大臣に指定の申請書を提出しなければなりません。 （１）タクシーの運転者の道路運送法に違反する運送の引受けの拒絶その他同法又はこの法律に違反する行為の防止及び是正を図るための指導 （２）タクシーの運転者の業務の取扱いの適正化を図るための研修 （３）タクシー事業の利用者からの苦情の処理 （４）タクシー乗場その他タクシー事業の利用者のための共同施設の設置及び運営	2026年4月頃	タクシー業務適正化特別措置法第34条第2項
105	適正化事業実施機関、登録実施機関、講習認定機関・指定試験機関関係	適正化事業実施機関（タクシー関係）	事業計画変更等の設定・変更	一般乗用（特定指定地域内）旅客自動車運送適正化事業実施機関の事業計画、収支予算等の設定・変更の認可	一般乗用（特定指定地域内）適正化事業実施機関は、以下に該当する場合、国土交通大臣に認可の申請書を提出しなければなりません。 （１）毎事業年度開始前に、適正化業務に係る事業計画、収支予算及び資金計画を作成する場合（※） （２）適正化業務に係る事業計画、収支予算及び資金計画を変更しようとする場合 ※ 毎事業年度開始前に、作成し提出しなければなりません	2026年4月頃	タクシー業務適正化特別措置法第36条第1項
106	適正化事業実施機関、登録実施機関、講習認定機関・指定試験機関関係	適正化事業実施機関（タクシー関係）	事業報告・実績報告	一般乗用（特定指定地域内）旅客自動車運送適正化事業実施機関の事業報告等の提出	一般乗用（特定指定地域内）適正化事業実施機関は、毎事業年度経過後3か月以内に、国土交通大臣に事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を提出しなければなりません。	2026年4月頃	タクシー業務適正化特別措置法第36条第3項
107	適正化事業実施機関、登録実施機関、講習認定機関・指定試験機関関係	適正化事業実施機関（タクシー関係）	名称等の変更	一般乗用（特定指定地域内）旅客自動車運送適正化事業実施機関の名称等の変更の届出	一般乗用（特定指定地域内）適正化事業実施機関は、その名称、住所又は適正化業務を実施する事務所等の所在地を変更しようとする場合、あらかじめ、国土交通大臣に届出書を提出しなければなりません。	2026年4月頃	タクシー業務適正化特別措置法第35条の2第2項
108	適正化事業実施機関、登録実施機関、講習認定機関・指定試験機関関係	適正化事業実施機関（タクシー関係）	講習の認定	一般乗用（特定指定地域内）旅客自動車運送適正化事業実施機関のタクシー運転者の輸送の安全等の確保に関する講習の認定	タクシーの運転者の業務の取扱いに係る輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する講習の認定を受けようとする者は、地方運輸局長に認定の申請書を提出しなければなりません。	2026年4月頃	タクシー業務適正化特別措置法施行規則第3条の2第2項
109	適正化事業実施機関、登録実施機関、講習認定機関・指定試験機関関係	登録実施機関	機関登録・更新	タクシー運転者に関する登録実施機関の登録及び更新の申請	単位地域に係る国土交通大臣の事務（登録事務等）の全部又は一部を行うための登録を受けようとする者又は登録を受けた者は、以下に該当する場合、地方運輸局長に登録の申請書を提出しなければなりません。 （１）当該登録を受けようとする場合 （２）当該登録の更新を受けようとする場合	2026年4月頃	（１）タクシー業務適正化特別措置法第19条第1項 （２）タクシー業務適正化特別措置法第20条第2項
110	適正化事業実施機関、登録実施機関、講習認定機関・指定試験機関関係	登録実施機関	登録事項の変更	タクシー運転者に関する登録実施機関の登録事項の変更の届出	タクシー運転者に関する登録実施機関は、登録実施機関登録簿に記載する以下の事項を変更しようとする場合、変更しようとする日の2週間前までに、国土交通大臣に届出書を提出しなければなりません。 （１）登録実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人等においては、その代表者等（法人の代表者又は団体の代表者若しくは管理人をい。以下同じ。）の氏名 （２）登録実施機関が登録事務等を行う事務所の所在地 （３）登録実施機関が登録事務等を行う事務所の名称 （４）事務所こと登録事務等を行う範囲 （５）登録事務等の開始の予定日	2026年4月頃	タクシー業務適正化特別措置法第22条
111	適正化事業実施機関、登録実施機関、講習認定機関・指定試験機関関係	登録実施機関	登録事務等規程の設定・変更	タクシー運転者に関する登録実施機関の登録事務等規程の設定・変更の認可	タクシー運転者に関する登録実施機関は、以下に該当する場合は、国土交通大臣に認可の申請書を提出しなければなりません。 （１）登録事務等の実施に関する規程を定めようとする場合（※） （２）登録事務等の実施に関する規程を変更しようとする場合 ※ 登録事務等の開始前に当該規程を定めることが必要	2026年4月頃	タクシー業務適正化特別措置法第23条第1項
112	適正化事業実施機関、登録実施機関、講習認定機関・指定試験機関関係	登録実施機関	財務諸表等の提出	タクシー運転者に関する登録実施機関の財務諸表等の提出	タクシー運転者に関する登録実施機関は、毎事業年度経過後3か月以内に、その事業年度の財務諸表等（財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書）（※1）を、国土交通大臣に提出しなければなりません。（※2）。 ※1 その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む ※2 当該財務諸表等は、提出の他、5年間事務所に備えて置かなければなりません	2026年4月頃	タクシー業務適正化特別措置法第26条第1項
113	適正化事業実施機関、登録実施機関、講習認定機関・指定試験機関関係	登録実施機関	事業の休廃止	タクシー運転者に関する登録実施機関の登録事務等の休廃止の許可	タクシー運転者に関する登録実施機関は、登録事務等の全部又は一部を停止、又は廃止しようとする場合、国土交通大臣に許可の申請書を提出しなければなりません。	2026年4月頃	タクシー業務適正化特別措置法第27条
114	旅客自動車運送事業	特定協議会（タクシー）	地域計画の設定・変更	タクシー特措法に基づく特定・準特定地域における特定地域計画の設定・変更の認可	特定地域において組織された協議会は、以下に該当する場合、国土交通大臣に認可の申請書を提出しなければなりません。 （１）当該特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化を推進するための計画を作成しようとする場合 （２）当該特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化を推進するための計画を変更しようとする場合	2026年4月頃	特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特措法第8条の2
115	旅客自動車運送事業	特定協議会（タクシー）	事業者計画等の設定・変更	タクシー特措法に基づく特定・準特定地域における事業者計画の設定・変更の認可	特定地域計画の設定又は変更に係る認可を受けた合意事業者は、正当な理由がある場合を除き、当該特定地域計画等の公表後6か月以内に、単独又は共同して、各合意事業者が削減する一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力、その削減の方法等について定めた計画を作成し、国土交通大臣に認可の申請書を提出しなければなりません。また、当該認可に係る計画を変更しようとする場合、国土交通大臣に認可の申請書を提出しなければなりません。	2026年4月頃	特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特措法第8条の7

116	旅客自動車運送事業	特定協議会 (タクシー)	計画の作成・変更	タクシー特措法に基づく特定・準特定地域における事特定地域計画の設定・変更の届出	準特定地域において組織された協議会は、以下に該当する場合、遅滞なく、準特定地域計画を公表 すし、国土交通大臣に届出書を提出しなければなりません。 (1) 基本方針に基づき、当該準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の活性化を推 進するための計画を作成した場合 (2) 基本方針に基づき、当該準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の活性化を推 進するための計画を変更した場合	2026年4月頃	特定地域及び準特定地域における一般乗用旅 客自動車運送事業の適正化及び活性化に關 する特措法第9条
117	旅客自動車運送事業	特定協議会 (タクシー)	事業計画の設定・変 更	タクシー特措法に基づく特定・準特定地域にお ける活性化事業計画の設定・変更の認定	準特定地域計画において活性化事業に関する事項を定め合意した協議会の構成員であって、活 性化事業の実施主体とされた一般乗用旅客自動車運送事業者は、単独又は共同して、活性化事 業の実施計画を作成し、国土交通大臣に認定の申請書を提出することができます。また、当該認定に 係る計画を変更しようとする場合、国土交通大臣に認定の申請書を提出しなければなりません。	2026年4月頃	特定地域及び準特定地域における一般乗用旅 客自動車運送事業の適正化及び活性化に關 する特措法第11条
118	旅客自動車運送事業	特定協議会 (タクシー)	意見書の提出	タクシー特措法に基づく特定・準特定地域にお ける輸送の安全確保命令等を実施し旨の届出	指定された特定地域又は準特定地域において組織された協議会は、当該特定地域又は準特定地 域における一般乗用旅客自動車運送事業に係る旅客の運賃（国土交通省令で定める運賃を除 く）の範囲に関する意見を提出すべき旨の通知を受けた場合、遅滞なく、国土交通大臣に意見書 を提出しなければなりません。	2026年4月頃	特定地域及び準特定地域における一般乗用旅 客自動車運送事業の適正化及び活性化に關 する特別措置法施行規則
119	旅客自動車運送事業	特定協議会 (タクシー)	安全確保命令等の 実施	タクシー特措法に基づく特定・準特定地域にお ける輸送の安全確保命令等を実施し旨の届出	一般乗用旅客自動車運送事業者は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運 送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第八条の九第三項、法第八条の十一又は法第 十七条の二の規定に基づき命令を実施した場合、遅滞なく、国土交通大臣又は地方運輸局長に届 出書を提出しなければなりません。	2026年4月頃	特定地域及び準特定地域における一般乗用旅 客自動車運送事業の適正化及び活性化に關 する特別措置法施行規則
120	旅客自動車運送事業	特定旅客自動車運送事業	事業報告・実績報告 書	特定旅客自動車運送事業の輸送実績報告書 の提出	特定旅客自動車運送事業者は、毎年5月31日までに、管轄地方運輸局長及び管轄運輸監理部 長又は管轄運輸支局長に、輸送実績報告書を提出しなければなりません。	2026年4月頃	旅客自動車運送事業等報告規則第2条第1項
121	運行管理者、整備管理 者、事故報告関係	運行管理者関係	資格者証の交付・再 交付	運行管理者資格者証の交付・再交付（一般貨物、 特定貨物、一般旅客、特定旅客）	運行管理者資格者証（資格者証）の交付又は再交付を受けようとする者は、以下のとおり、申請書 を提出しなければなりません。 (1) 貨物自動車運送事業に係る資格者証の交付を受けようとする場合（国土交通大臣に提出） (運行管理者試験に合格した者は、合格の日から3か月以内に提出） (2) 貨物自動車運送事業に係る資格者証の交付を受けようとする場合、資格者証の損失、紛失等のため に再交付の申請をしようとする場合（地方運輸局長に提出） (3) 旅客自動車運送事業に係る資格者証の交付を受けようとする場合（国土交通大臣に提出） (運行管理者試験に合格した者は、合格の日から3か月以内に提出） (4) 旅客自動車運送事業に係る資格者証の交付を受けようとする場合、資格者証の損失、紛失等のため に再交付の申請をしようとする場合（地方運輸局長に提出）	2026年4月頃	(1) 貨物自動車運送事業法第17条第1項 (2) 貨物自動車運送事業輸送安全規則第27条 (3) 道路運送法第23条の2第1項 (4) 旅客自動車運送事業運輸規則第48条 の8
122	運行管理者、整備管理 者、事故報告関係	運行管理者関係	資格者証の訂正	運行管理者資格者証の訂正（一般貨物、 特定貨物、一般旅客、特定旅客）	氏名の変更により運行管理者資格者証（資格者証）の訂正を受けようとする者は、以下のとおり、 申請書を提出しなければなりません。 (1) 貨物自動車運送事業に係る資格者証の交付を受けており、氏名に変更を生じた場合（地方 運輸局長に提出） (2) 旅客自動車運送事業に係る資格者証の交付を受けており、氏名に変更を生じた場合（地方 運輸局長に提出）	2026年4月頃	(1) 貨物自動車運送事業輸送安全規則第 26条第1項 (2) 旅客自動車運送事業運輸規則第48条 の7第1項
123	適正化事業実施機関、 登録実施機関、講習認 定機関・指定試験機関関 係	指定試験機関	機関指定	運行管理者試験に関する指定試験機関の指 定の申請	運行管理者試験に関する指定試験機関の指定を申請しようとする者は、国土交通大臣に指定の申 請書を提出しなければなりません。	2026年4月頃	貨物自動車運送事業輸送安全規則第35条第 1項（貨物） 旅客自動車運送事業運輸規則第54条第1項 （旅客）
124	適正化事業実施機関、 登録実施機関、講習認 定機関・指定試験機関関 係	指定試験機関	名称等の変更	運行管理者試験に関する指定試験機関の名 称等の変更の届出	運行管理者試験に関する指定試験機関は、その名称若しくは住所又は試験事務を行う事務所の所 在地を変更しようとする場合、あらかじめ、国土交通大臣に届出書を提出しなければなりません。	2026年4月頃	(貨物) 旅客自動車運送事業運輸規則第55条（旅 客）
125	適正化事業実施機関、 登録実施機関、講習認 定機関・指定試験機関関 係	指定試験機関	役員の選任・解任	運行管理者試験に関する指定試験機関の役 員の選任及び解任の認可の申請	運行管理者試験に関する指定試験機関は、試験事務に従事する役員の選任及び解任の認可を受 けようとする場合、国土交通大臣に認可の申請書を提出しなければなりません。	2026年4月頃	貨物自動車運送事業輸送安全規則第38条第 1項（貨物） 旅客自動車運送事業運輸規則第57条第1項 （旅客）
126	適正化事業実施機関、 登録実施機関、講習認 定機関・指定試験機関関 係	指定試験機関	試験員の選任・解任	運行管理者試験に関する指定試験機関の試 験員の選任及び解任の届出	運行管理者試験に関する指定試験機関は、試験員を選任又は解任した場合、遅滞なく、国土交通 大臣に届出書を提出しなければなりません。	2026年4月頃	貨物自動車運送事業輸送安全規則第39条第 1項（貨物） 旅客自動車運送事業運輸規則第58条第1項 （旅客）
127	適正化事業実施機関、 登録実施機関、講習認 定機関・指定試験機関関 係	指定試験機関	試験事務規程の認可 ・変更	運行管理者試験に関する指定試験機関の試 験事務規程の設定・変更の認可	運行管理者試験に関する指定試験機関は、試験事務規程の認可を受けようとする場合、試験事務 規程を添付して、国土交通大臣に認可の申請書を提出しなければなりません。	2026年4月頃	貨物自動車運送事業輸送安全規則第40条第 2項、第3項（貨物） 旅客自動車運送事業運輸規則第59条第2項/ 第3項（旅客）
128	適正化事業実施機関、 登録実施機関、講習認 定機関・指定試験機関関 係	指定試験機関	事業計画の設定・変 更	運行管理者試験に関する指定試験機関の事 業計画の設定・変更の認可	運行管理者試験に関する指定試験機関は、事業計画の変更の認可を受けようとする場合、事業計 画等認可申請書に当該認可に係る事業計画書及び収支予算書を添付して、国土交通大臣に認可 の申請書を提出しなければなりません。	2026年4月頃	貨物自動車運送事業輸送安全規則第41条 （貨物） 旅客自動車運送事業運輸規則第60条（旅 客）
129	適正化事業実施機関、 登録実施機関、講習認 定機関・指定試験機関関 係	指定試験機関	事業の休廃止	運行管理者試験に関する指定試験機関の試 験事務の休廃止の許可の申請	運行管理者試験に関する指定試験機関は、試験事務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しよ うとする場合、国土交通大臣に許可の申請書を提出しなければなりません。	2026年4月頃	(貨物) 旅客自動車運送事業運輸規則第62条（旅 客）
130	適正化事業実施機関、 登録実施機関、講習認 定機関・指定試験機関関 係	指定試験機関	事業計画の変更等	運行管理者試験に関する指定試験機関の変 更の報告	運行管理者試験に関する指定試験機関は、以下に該当する場合、遅滞なく、国土交通大臣に届出 書を提出しなければなりません。 (1) 試験事務に従事しない役員に変更があった場合 (2) 試験員が、解任以外の理由により、当該事務所の試験員でなくなった場合	2026年4月頃	貨物自動車運送事業輸送安全規則第46条 （貨物） 旅客自動車運送事業運輸規則第65条（旅 客）
131	適正化事業実施機関、 登録実施機関、講習認 定機関・指定試験機関関 係	指定試験機関	試験結果報告	運行管理者試験に関する指定試験機関の試 験の実施結果の報告	運行管理者試験に関する指定試験機関は、試験を実施した場合、遅滞なく、国土交通大臣に試験 実施結果報告書（※）を提出しなければなりません。 ※ 試験年月日、試験地、受験者数、合格者数、合格年月日の記載が必要	2026年4月頃	貨物自動車運送事業輸送安全規則第47条第 1項（貨物） 旅客自動車運送事業運輸規則第66条第1項 （旅客）
132	貨物自動車運送事業	一般貨物自動車運送事業	運送利用管理規程 設定・変更	一般貨物自動車運送事業の運送利用管理 規程の設定・変更の届出	貨物自動車利用運送を行う一般貨物自動車運送事業者（前年度に行った貨物自動車利用運送 に係る貨物取扱量の合計量が百万トン以上の者に限る）は、運送利用管理規程を設定し、又は変 更した場合は、遅滞なく、国土交通大臣に届出書を提出しなければなりません。	2026年4月頃	貨物自動車運送事業法第24条の2第1項
133	貨物自動車運送事業	貨物自動車運送事業	運送利用管理者選 任・解任	一般貨物自動車運送事業の運送利用管理 者の選任・解任の届出	貨物自動車利用運送を行う一般貨物自動車運送事業者（前年度に行った貨物自動車利用運送 に係る貨物取扱量の合計量が百万トン以上の者に限る）は、運送利用管理者を選任（※）、又は 解任した場合は、遅滞なく、国土交通大臣に届出書を提出しなければなりません。 ※運送利用管理規程の設定届出後、速やかに、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位 にある者のうちから1名選任をするときが必要	2026年4月頃	貨物自動車運送事業法第24条の3第3項
134	旅客自動車運送事業	一般乗合旅客自動車運送事業 一般貸切旅客自動車運送事業 一般乗用旅客自動車運送事業	移動等円滑化取組 報告書の提出	一般旅客自動車運送事業の移動等円滑化 取組計画書、移動等円滑化取組報告書、 移動円滑化実績等報告書の提出	公共交通事業者等（※1）は、以下の報告書を地方運輸局長に提出しなければなりません。 (1) 移動等円滑化取組計画書（毎年6月30日までに提出） (2) 移動等円滑化取組報告書（（1）を提出した年度の翌年度の6月30日までに提出） (3) 移動等円滑化実績等報告書（毎年6月30日までに提出（※2）） ※1 事業者種別（行っている事業）が「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第2条第5号ハ、ニに掲げる、「道路運送法による一般乗合、貸切、乗用旅客運送事業者」又は「 自動車タクシー法による「タクシー事業者」ではない場合は、e-Gov電子申請サービスの利用 対象外となります。事業者種別（行っている事業）が上記以外の場合、申請方法等の詳細については、 同法施行規則第6条の3又は第23条に記載の提出先等に関し合わせてください。 ※2（1）（2）を両方提出した場合は除く。	2026年4月頃	公共交通事業者等（※1）は、以下の報告書 を地方運輸局長に提出しなければなりません。 (1) 移動等円滑化取組計画書（毎年6月 30日までに提出） (2) 移動等円滑化取組報告書（（1）を 提出した年度の翌年度の6月30日までに提 出） (3) 移動等円滑化実績等報告書（毎年6 月30日までに提出（※2）） ※1 事業者種別（行っている事業）が「高齢 者、障害者等の移動等の円滑化の促進に關 する法律第2条第5号ハ、ニに掲げる、「道路運 送法による一般乗合、貸切、乗用旅客運送事業 者」又は「自動車タクシー法による「タクシー 事業者」ではない場合は、e-Gov電子申請サー ビスの利用対象外となります。事業者種別（行 っている事業）が上記以外の場合、申請方法等 の詳細については、同法施行規則第6条の3又 は第23条に記載の提出先等に関し合わせてく ださい。 ※2（1）（2）を両方提出した場合は除 く。
135	適正化事業実施機関、 登録実施機関、講習認 定機関・指定試験機関関 係	講習認定機関	講習修了者一覧の 報告	運行管理者講習実施機関の講習修了者一 覧の報告	運行管理者講習の実施者は、前年度の講習の実施の状況に関して、毎年5月31日までに各運輸 局に報告書を提出しなければなりません。	2026年4月頃	—
136	適正化事業実施機関、 登録実施機関、講習認 定機関・指定試験機関関 係	講習認定機関	講習修了者一覧の 報告	登録貨物軽自動車安全管理者講習実施機 関等の講習の受講者に関する情報の報告	貨物軽自動車安全管理者講習又は定期講習の実施者は、前年度の講習の実施の状況に関して、 定期（毎月1回を目途）に、国土交通大臣に報告書を提出しなければなりません。	2026年4月頃	—

137	運行管理者、整備管理者、事故報告関係	一般貨物自動車運送事業 特定貨物自動車運送事業 一般乗合旅客自動車運送事業 一般貸切旅客自動車運送事業 一般乗用旅客自動車運送事業 特定旅客自動車運送事業	点呼の開始・変更・終了	自動車運送事業者の各種点呼（IT・遠隔・自動点呼等）の実施・変更・終了の届出・報告（一般貨物、特定貨物、貨物軽、特定第二種貨物、一般旅客、特定旅客）	自動車運送事業者は、以下に該当する場合は、国土交通大臣に報告書を提出しなければなりません。 （１）一般貨物、特定貨物、特定第二種貨物自動車運送事業者が各種点呼（IT・遠隔・業務後自動点呼等）を開始した場合（開始の10日前までに事前提出） （２）一般貨物、特定貨物、特定第二種貨物自動車運送事業者が各種点呼（IT・遠隔・業務後自動点呼等）の内容を変更した場合（事前提出） （３）一般貨物、特定貨物、特定第二種貨物自動車運送事業者が各種点呼（IT・遠隔・業務後自動点呼等）を終了した場合（遅滞なく事後提出） （４）一般旅客、特定旅客自動車運送事業者が各種点呼（IT・遠隔・業務後自動点呼等）を開始した場合（開始の10日前までに事前提出） （５）一般旅客、特定旅客自動車運送事業者が各種点呼（IT・遠隔・業務後自動点呼等）の内容を変更した場合（事前提出） （６）一般旅客、特定旅客自動車運送事業者が各種点呼（IT・遠隔・業務後自動点呼等）を終了した場合（遅滞なく事後提出）	2026年4月頃	—
e				e	e	e	e